

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.019

処 分 名	地区まちづくり計画の認定取消し
処 分 の 概 要	<p>市長は、認定した地区まちづくり計画が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができます。</p> <p>(1) 地区まちづくり協議会の認定を取り消した場合において、当該地区まちづくり計画を維持する必要がないと認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、当該地区まちづくり計画を維持する必要がないと認めるとき。</p>
根拠条例等・条項	春日部市都市計画手続条例（平成 24 年条例第 35 号）第 17 条第 2 項
処 分 基 準	<p>条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
備 考	<a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikumachi-keikaku.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikumachi-keikaku.html</a>

■春日部市都市計画手続条例

(地区まちづくり計画の変更又は取消)

第 17 条 前条の規定は、地区まちづくり計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

2 市長は、認定した地区まちづくり計画が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第 15 条第 4 項の規定により協議会の認定を取り消した場合において、当該地区まちづくり計画を維持する必要がないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該地区まちづくり計画を維持する必要がないと認めるとき。

■春日部市都市計画手続条例施行規則

(地区まちづくり計画の認定の基準)

第 37 条 条例第 16 条第 8 項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 特定の開発事業等に反対することを目的とする内容でないこと。

(2) 特定の者の利益を図ることを目的とする内容でないこと。

(3) 特定の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする内容でないこと。

(4) 政治的又は宗教的な目的を持った内容でないこと。

2 条例第 16 条第 9 項の規定による通知は、地区まちづくり計画認定等決定通知書（様式第 19 号）によるものとする。